

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム 再構築・運用保守業務

国際協力機構における国際協力人材センター運営及びPARTNERシステム再構築・運用保守業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 23 年 12 月から平成 27 年 3 月までの 3 年 4 か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

#### 1 業務内容の変更について（実施要項 5～7、13、17 頁、別紙 2（63 頁））

##### 【論点】

次期契約から業務内容が変更となるキャリア相談業務及びPARTNER再構築・運用保守業務の内容が適切に記載されているか。

##### 【対応】

別紙 2 の現行契約と次期契約の範囲対照表において、変更する業務内容を明示した。また、委託範囲として残るメールによるキャリア相談については、民間事業者が担当する相談のレベルと量について記載するとともに、従来の情報開示において想定業務量を記載した。

#### 2 インセンティブ・ディスインセンティブについて（実施要項 26、27 頁）

##### 【論点】

インセンティブ・ディスインセンティブの基準となる考え方、数値の設定方法は適切か。特に、民間事業者の責によるシステム障害に起因して業務が実施できない場合について、損害賠償や契約解除に該当する項目ではなく、ディスインセンティブ項目としているのは妥当か。

##### 【対応】

ディスインセンティブ項目に該当するシステム障害の内容をより明確にするとともに、ディスインセンティブの内容を超える甚大なシステム障害は損害賠償または契約解除に係る協議の対象となることを明記した。

#### 3 従来の実施方法に関する情報開示（別紙 1（48～62 頁）、別紙 2（63 頁））

##### 【論点】

新しいPARTNERシステムは、現行システムと異なる仕様での構築を想定しており、参考となる情報に適さないため、現行システムに係る構築・運用保守に係る経費を記載していないが、妥当か。

【対応】

現行システムについては、経費に代わる情報として、運用保守に係る実績工数を明記するとともに、閲覧資料にて現行の運用保守状況を開示している。また、新システムについては、実施要項に加え、業務機能構成図やシステム要件定義書等で必要な情報を提示することとした。

#### 4 パブリックコメントへの対応について

意見募集においては、システムの再構築、運用に関わる意見を中心に 37 件の意見が寄せられており、主な意見と対応については以下のとおり。

【主な意見】

- ・ システムの運用にともない発生する利用改良行為、軽微変更等について、民間事業者が提案を求めているが、あらかじめ想定される上限工数を示すか、一定以上の工数が発生する場合の対応について記載すべきではないか。
- ・ プログラム等の成果品の著作権の帰属先について、明確にすべきではないか。

【対応】

- ・ 民間事業者が提案するシステムの内容により、利用改良行為、軽微変更等の内容や業務量が変わるため、上限工数を示すのは困難であるが、実施要項に想定される業務内容を例示するとともに、事業開始後に民間事業者が大規模な変更等が必要と判断した際には、協議することを明記した。
- ・ 著作権については、機構による検査合格をもって、民間事業者から機構に譲渡されたものとする点について明記した。

以 上